



**若者専用**

## 相談無料

相談時間は1件あたり**30分程度**です



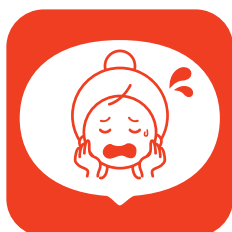
# 近年、若者を中心に 増えているトラブル

全国では若者の相談件数が、  
5年間で約16,000件も増加しています！

※独立行政法人国民生活センター公表資料より(2018年度～2023年度)



副業・情報商材や  
マルチなどの  
**もうけ話**



エステや  
美容医療などの  
**美容関連**



健康食品や  
化粧品などの  
**定期購入**



誇大な広告や  
知り合った相手からの  
勧誘など  
**SNSきっかけ**



出会い系サイトや  
マッチングアプリの  
**出会い系**



消費者金融からの  
借入れや  
クレジットカードなどの  
**借金・クレカ**



就活商法や  
オーディション商法  
などの  
**仕事関連**



賃貸住宅や  
電力の契約などの  
**新生活関連**



デート商法などの  
**異性・恋愛関係**



スマホや  
ネット回線などの  
**通信契約**



県民生活センターでは、若者の消費者トラブルを防止し、解決をお手伝いするため、弁護士から直接アドバイスが受けられる**若者専用の無料相談電話「まてふおん」**を設置しています。

**どうしよう…と思ったら一人で悩まず、まずはご相談ください。**

18歳・19歳に気を付けてほしい **消費者トラブル最新10選**

トラブル別アドバイスはこちらをご覧ください。(国民生活センターHP)



18歳以上の方は**“未成年者取消権”**が使えません

## 成年年齢は**18歳**です！

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として「**未成年者取消権**」で取り消すことができますが、成年年齢が引き下げられたことにより**18歳から「未成年者取消権」**が行使できません。契約に関する**知識や社会経験の少ない若者は、様々な勧誘のターゲット**になる可能性があります。

※成人(18歳)になると一人で有効な契約ができますが、一方的に取り消すことはできません。

**18歳から**は  
1人で契約できる  
(例)

- スマートフォンを契約する
- ローンを組んで自動車を購入する
- クレジットカードを作成する
- ひとり暮らしのためのアパートを借りる

メールによる消費生活相談も受け付けています

✉ **syohi@pref.iwate.jp**

- 消費生活相談員が、相談内容を確認のうえ、電話で回答します。(メールでの回答はしていません。)
- 電話は平日9時～17時、土日10時～15時30分の時間帯に行います。
- メールでの相談は24時間受け付けておりますが、回答までに時間がかかることがあります。
- 特に、土・日・祝日や年末年始に送信いただいた場合は、回答までの日数を要する場合があります。
- お急ぎの場合やまてふおんに関する問い合わせは、消費生活相談専用電話(TEL.019-624-2209)にご連絡ください。

#### 利用方法

1. 件名は「メール相談(～について)」と記載してください。  
[例:メール相談(身に覚えのない請求について)]
2. 本文には、必ず次の事項を記載してください。  
①氏名(フリガナ)/②年齢/③お住まいの市町村名/④連絡先電話番号/⑤相談内容(相談内容はできるだけ詳細に整理して記載ください。)  
※相談に対応するためには、詳しい内容の聞き取りが必要ですので、電話番号のない相談への対応はできません。
3. ファイル(写真や動画等)は絶対に添付しないでください。セキュリティ対策のため、ファイルが添付されたメールは開封しません。